相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市平岡町新在家五六〇番地、最後の住所兵庫県高砂市米田町米田七二二番地の三二　被相続人　亡　松本惠美子

右被相続人の相続人のあるようが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十二日

兵庫県姫路市北条一丁目二八五―一〇

相続財産管理人　弁護士　立花　隆介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区荒田町三丁目一七七番地一、最後の住所神戸市西区北別府五丁目一九〇八番地の二　被相続人　亡　清瀬　竹子

右被相続人の相続人のあるようが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十二日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号ＪＲ神戸駅ＺＫビル六階　方円法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本郷　秀夫

無縁墳墓等改葬公告

永年にわたり連絡がとれないために無縁墳墓等について改葬するようとなりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁の遺骨として改葬するようになりますのでご了承ください。

平成二十九年九月二十二日

一、墳墓等所在地　兵庫県尼崎市北大物町一六番一二号

一、墳墓等の名称　カトリック尼崎教会納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、乳原常弥、山本忠彦、橋本貞之助、土井政吉、中尾政行、大久保照子、福原唯二、伊藤健一　外氏名不詳二名

一、改葬先　西宮市営　甲山墓園

一、改葬を行おうとする者　大阪府大阪市中央区玉造二丁目二四番二二号　カトリック大阪大司教区　代表役員　前田　万葉

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―七三〇九号

㈢　商号　株式会社旅人舎

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社旅人舎　東京都新宿区西新宿一丁目三番二号　代表取締役　濱谷　雅之

㈤　主たる営所の所在地　東京都新宿区西新宿一丁目三番二号

㈥　旅行業の登録年月日　平成二十九年二月二十三日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十九年八月二十一日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十九年九月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年9月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社エッセンス　②北海道知事上川(4)994号　③取締役　阿部義幸　④北海道上川郡鷹栖町北野東2条1丁目10番11号　⑤1000万円　⑥上川支庁　⑦北海道上川郡鷹栖町北野東2条1丁目10番11号　有限会社エッセンス　取締役　阿部義幸

①千住不動産　②東京都知事(1)94511　③鶴間三男　④東京都足立区千住東一丁目8番5号1F　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都足立区千住東一丁目8番5号1F　鶴間三男

①合同会社ＡＬＥＲＯ19　②関整特事第23号　③代表社員　一般社団法人アレーロ・プラス　職務執行者　村上達洋　④東京都千代田区神田美土代町9―1　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区神田美土代町9番1号　合同会社ＡＬＥＲＯ19　代表社員　一般社団法人アレーロ・プラス　職務執行者　村上達洋

①ＭＡＳＴ賃貸センター株式会社　②国土交通大臣(3)6487　③代表取締役　浅野光太郎　④東京都港区麻布十番4丁目1番8号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿1丁目9番18号　神奈川県横浜市西区高島2丁目6番32号　栃木県宇都宮市元今泉2―49―6　栃木県大田原市美原2―3196―56　埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目1番1号　千葉県千葉市中央区弁天2丁目1番1号　⑤3000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区麻布十番4丁目1番8号　ＭＡＳＴ賃貸センター株式会社　代表取締役　浅野光太郎

①大東建託リーシング株式会社　②国土交通大臣(1)9120　③代表取締役　守義浩　④東京都港区港南二丁目16番1号　廃止した従たる事務所　千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1丁目10番11号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番1号　大東建託リーシング株式会社　代表取締役　守義浩

①東京コカ・コーラボトリング株式会社　②東京都知事(1)91193　③代表取締役　カリン・ドラガン　④東京都港区赤坂六丁目1番20号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂六丁目1番20号　コカ・コーライーストジャパン株式会社　代表取締役　吉松民雄